

平成 30 年 5 月 16 日

都道府県高等学校野球連盟

理事長、専務理事、代表理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

審議委員長 常 本 明

部員不足による連合チームの大会参加について

平素より当委員会の円滑な審議について、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、部員不足による連合チームについて、今年の春季大会では全国で 310 校 114 チームが本規則を適用し、大会へ出場しました。

平成 24 年の規則制定以来、年々増加しており、これまで大会に出場する機会がなかった部員達が大会参加への機会が確保されたことは大変喜ばしいことです。

一方では昨今、安易に本規則に頼り、大会参加を申請する加盟校も見受けられます。

連合チームを編成する校数を具体的に定めている訳ではありませんが、6 校、7 校連合や当該都道府県大会の大会登録人数を上回る人数で申請が届くケースも散見されます。

都道府県高等学校野球連盟の皆様には再三にわたって、お伝えしておりますが、あくまでも本規則は単独出場がやむを得ず出来なくなった際の救済措置であり、本規則ありきでの大会参加は望ましいものとは言えません。

連合チームの対象となる加盟校に対して、単独校での大会参加へ向けて、校内で部員確保に積極的に取り組んでいただきますよう、ご指導よろしくお願い致します。

審議委員会では、連合チームに関連して、部員不足のものや統廃合によるものなど様々なケースが申請としてあげられ、審議検討しておりますが、最近の申請内容を踏まえて、基本的な考え方を整理しました。別紙内容をご確認ください。

本年は記念すべき 100 回目の全国高等学校野球選手権大会を迎えます。

全ての都道府県で同様のルール、考え方で部員達が大会へ臨めるよう、貴連盟の皆様方におかれましては、加盟校へ周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

以 上

<部員不足による連合チームによる大会参加についての基本的な考え方>

(1) 加盟校の大会参加と対象校数について

大会参加者資格規定第3条「参加チームは、その学校の代表である」の規定通り、加盟校が部員不足の連合チームによる特別措置ありきで大会参加を検討すること、また6校、7校で連合チームを編成することは望ましい状況とは言えません。

校内で積極的に部員確保に取り組み、致し方のない状況になった場合にのみ、本規則の運用を検討してください。

(2) 連合チームの部員数上限について

本規則は少子化などの影響もある中、部員の大会参加への機会を出来る限り確保しようという考え方が根底にあります。

この趣旨を考えれば、各都道府県大会で定める大会への選手登録人数を超える部員数で連合チームを編成することは原則として認められません。

(3) 統廃合による大会参加の特別措置について

統廃合に伴う連合チームについては、その対象校同士で連合チームを編成してください。

統廃合および部員不足による連合チームの特別措置の両方を適用してのチーム編成は認められません。

万が一、統廃合の対象校全てを合わせても9名を確保出来ない場合は、あらかじめ日本高等学校野球連盟にご相談ください。

(4) 統廃合、部員不足に伴う連合チーム編成に関する考え方の順序について

上記(3)に伴い、統廃合、部員不足（9名に満たない加盟校同士）、部員不足（いわゆる他校からの助っ人）の規則に関して検討していく順序は以下の通りです。

- ① 統廃合の対象となる加盟校同士の連合チーム
- ② 9名に満たない加盟校同士での連合チーム
- ③ 9名に満たない加盟校が近隣にない場合は、他校から部員を借りて連合チームを編成する。

以 上